

令和4年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和4年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 60 施設

特別養護老人ホーム 54 施設、養護老人ホーム 6 施設

- ・指導監査の方法

実地による指導監査 33 施設

※法改正に伴い令和4年度より、原則実地で3年以内に1回指導監査を行うことに変更

- ・指導監査の結果

文書指摘あり 9 施設（延べ指摘件数 13 件）

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和4年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・年次有給休暇が10日以上付与される職員には、付与した日（基準日）から1年以内に5日年次有給休暇を取得させること。（2件）
- ・衛生推進者が選任されていないため、関係法令に従い選任すること。（1件）
- ・その他。（1件） （小計4件）

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和4年度指導監査結果における利用者処遇等に関して、文書指摘に該当するものはなかった。

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和4年度指導監査結果から、会計管理事務等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・ 契約について、執行・契約伺い書類の作成等、経理規程に沿って適切に事務処理を行うこと。
(3件)
- ・ 月次試算表を用いて予算に対する執行状況、決算見込みを的確に把握し、予算超過前に適切に補正・流用等の決裁をえること。(2件)
- ・ 措置費施設に係る当期末支払資金残高について、厚生労働省局長通知に従い、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下となるよう、人件費・修繕費の積立ての検討を含め計画をたて解消すること。(2件)
- ・ その他(2件) (小計9件)